

平成二十五年法律第五十一号
株式会社海外需要開拓支援機構法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）	第二章 設立（第七条—第十二条）
第一節 取締役等（第十三条—第十四条）	第一節 管理
第二節 海外需要開拓委員会（第十五条—第二十条）	第二節 海外需要開拓委員会（第十五条—第二十条）
第三節 定款の変更（第二十一条）	第三節 定款の変更（第二十一条）
第四章 業務	第四章 業務
第一節 業務の範囲（第二十二条）	第一節 業務の範囲（第二十二条）
第二節 支援基準（第二十三条）	第二節 支援基準（第二十三条）
第三節 業務の実施（第二十四条—第二十六条）	第三節 業務の実施（第二十四条—第二十六条）
第五章 国の援助等（第二十七条—第二十八条）	第五章 国の援助等（第二十七条—第二十八条）
第六章 財務及び会計（第二十九条—第三十二条）	第六章 財務及び会計（第二十九条—第三十二条）
第七章 監督（第三十三条—第三十五条）	第七章 監督（第三十三条—第三十五条）
第八章 解散等（第三十六条—第三十七条）	第八章 解散等（第三十六条—第三十七条）
第九章 雜則（第三十八条）	第九章 雜則（第三十八条）
第十章 罰則（第三十九条—第四十五条）	第十章 罰則（第三十九条—第四十五条）
附則	附則

（機構の目的）

第一条 株式会社海外需要開拓支援機構は、我が國の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もつて当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社とする。（数）

第二条 株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）は、一限り、設立されるものとする。（株式の政府保有）

第三条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならぬ。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十号）第一百四十九条第一項に規定する募集株式（第四十四条第一号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十四条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第五条 機構は、新株予約権の行使により株式を發行したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第六条 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。（政府の出資）

第七条 機構でない者は、その名称中に海外需要開拓支援機構という文字を用いてはならない。

第八条 機構は、その商号中に株式会社海外需要開拓支援機構という記載を含むこと。

第九条 機構は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

第十条 機構の設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

第十二条 機構の設立の認可の申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。（取締役等の秘密保持義務）

第十五条 機構に、海外需要開拓委員会（以下「委員会」という。）を置く。（権限）

第十六条 委員会は、次に掲げる決定を行ふ。

（設置）

第一項 第二十四条第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

第二項 第二十六条第一項の株式等又は債権の譲渡

その他の処分の決定

第三項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

（組織）

第二項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第七項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第八項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第九項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十一項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十二項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十三項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十四項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十五項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十六項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十七項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十八項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第十九項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十一項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十二項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十三項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十四項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十五項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十六項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十七項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十八項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第二十九項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十一項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十二項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十三項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十四項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十五項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十六項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十七項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十八項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第三十九項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十一項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十二項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十三項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十四項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十五項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十六項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十七項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十八項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第四十九項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十一項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十二項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十三項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十四項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十五項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十六項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十七項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十八項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第五十九項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十一項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十二項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十三項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十四項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十五項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十六項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十七項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十八項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第六十九項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第七十項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第七十一項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

第七十二項 第二十二条に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取

2	委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。
3	委員は、取締役会の決議により定める。
4	委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
5	委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
6	委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
7	委員長は、委員会の会務を総理する。
8	委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。
9	(運営) 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。
10	前各項及び次条に定めるものほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10	(議事録) 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。
11	当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
12	手続その他の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。
13	(議事録) 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。
14	当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
15	手続その他の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

1	て同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
2	手続その他の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。
3	(議事録) 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。
4	当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
5	手續その他の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

1	て同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
2	手續その他の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。
3	(議事録) 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。
4	当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
5	手續その他の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

- 五 第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。
- 六 第二十九条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。
- 七 第三十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらの人間を提出したとき。
- 八 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 第四十五条 第六条第二項の規定に違反して、その名称中に海外需要開拓支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(検討)
第一条 (施行期日)
附 則 (抄)

第二条 (経過措置)
第三条 (検討)
第四条 (検討)
第五条 (検討)
第六条 (検討)
第七条 (検討)
第八条 (検討)
第九条 (検討)

- 第四条 政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則 (平成二十六年六月二十七日法律第九
一號) 抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 附 則 (令和元年一二月一一日法律第七
一號) 抄
この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第九条中社債 株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第一項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。
二 第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第

二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十二条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定 公布の日

1 (施行期日)
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日